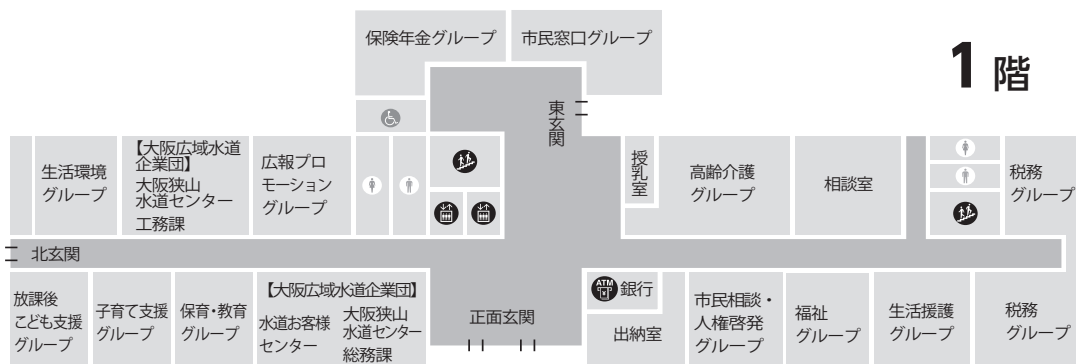
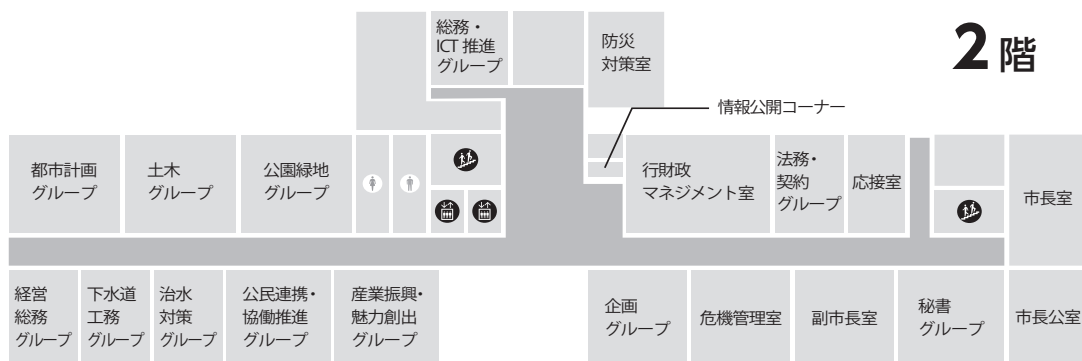


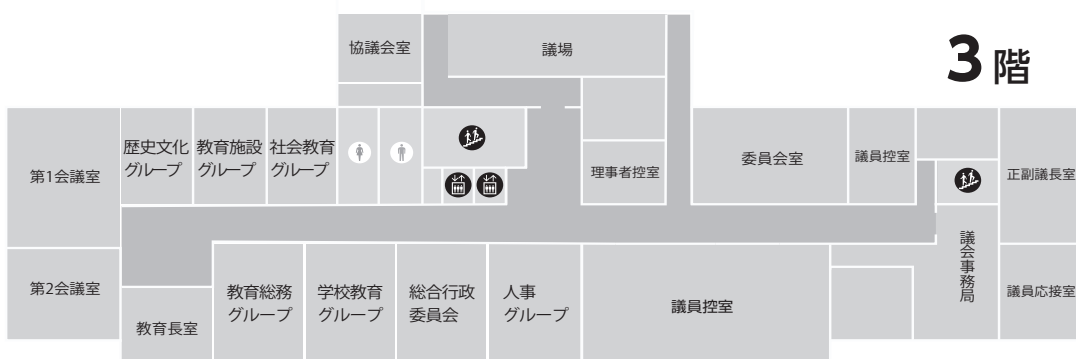
1階



2階



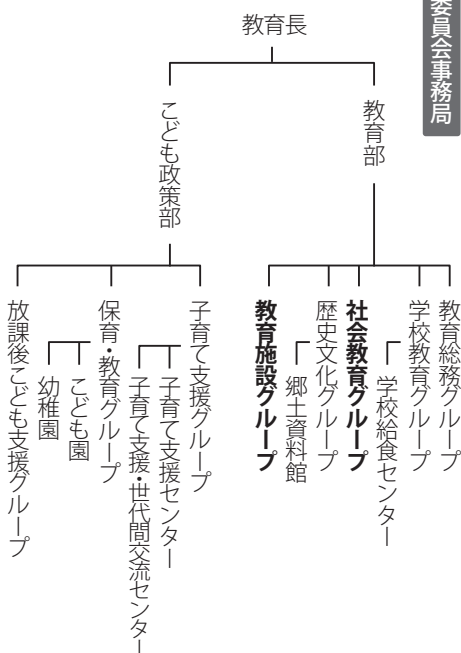
3階



太字部分は、新設や名称変更など見直しを行った組織です

堺市大阪狭山消防署

大阪広域水道企業団
大阪狭山水道センター



議会事務局

総合行政委員会事務局

選挙管理委員会事務局
監査委員会事務局
農業委員会事務局
固定資産評価審査委員会事務局

出納室

GIGA(ギガ)スクール構想の実現に向けて

学校教育現場で子どもたちが一人1台のタブレット端末を活用できる環境を整える「GIGAスクール構想」(文部科学省)を受け、市では、小・中学校に一人1台のタブレット端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備を進めています。今年度からは、タブレット端末を持ち帰って自宅での学習にも利用する予定です。

また、教員のICT機器を活用した指導力の向上や情報モラル教育の充実のための研修など、ハードとソフトの両面からGIGAスクール構想の実現に取り組み、より質の高い教育活動の実現をめざします。

■一斉学習

挿絵や写真の拡大表示、画面への書き込みなどを活用した説明に加えて、音声や動画を用いた視覚的にわかりやすい教材で、興味・関心を高めることができます。

■協働学習

タブレット端末や大型モニター、プロジェクトなどを使い、子ども同士の意見交換や発表など、お互いを高め合う学びを実現し、思考力・判断力・表現力を育成することができます。

■個別学習

家庭のWi-fiに接続でき、デジタル教材を使って自分に合った進度で学習することができます。また、教員が児童生徒一人ひとりの学習履歴を把握することで、個々の理解や関心の程度に応じた学習を進めることができます。



ノートパソコンとしてもタブレット端末としても使える2in1タイプを導入

●主に使用するソフトやアプリケーション

OSはWindows、アプリケーションはGoogleが提供する教育用サービス「G Suite for Education」、自分のペースで学習できるドリル教材「タブレットドリル」、深い学びを実現させる授業支援ソフト「ミライシード」、子どもたちを守るフィルタリングソフト「i-Filter」を使用します。

Q.なぜ、一人1台タブレット端末が導入されるの？

これから生きる子どもたちにとって、タブレット端末は鉛筆やノートと並んで学習に必要なアイテムとなり、社会のあらゆる場所でICT(情報通信技術)の活用が日常のものとなっていきます。一人1台のタブレット端末環境は、特別なことではなく、学校生活のスタンダードとなります。これまでの教育実践の蓄積と最先端のICT教育のベストミックスを図っていくことで、これからの学校教育は劇的に変わります。この新たな教育の技術革新は、多様な子どもたちをだれ一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びにも寄与するものであり、特別な支援が必要な子どもたちの可能性も大きく広がります。(文部科学大臣メッセージから引用)



「学校における1人1台端末環境」文部科学省Youtube

2月に先行導入した南第二小学校の児童と先生の声

●博多冨月さん/南第二小学校4年生(取材当時)

使ってみた感想を教えてください。

→あこがれの機器での授業がとても楽しかったです。タブレットという新しい時代の新しい世界で、わたしたちの授業がどうなっていくのか、この先の未来へどう導いてくれるのか、ワクワクしています。

どんな授業を受けてみたいですか？

→様々な国の人たちとオンラインでつながって、コミュニケーションをとる授業を受けたいです。そうすればきっと、みんなが協力し、仲間になって心が豊かになると思うからです。



博多冨月さん

多田先生

●多田学先生/南第二小学校4年生担任(取材当時)

子どもたちの様子はどうか？

→新しい機器に目をキラキラさせていました。子どもたちは操作を覚えるのが早く、一度教えたことが次の時間には自分のものになっていて、使うたびに成長していることに驚きました。

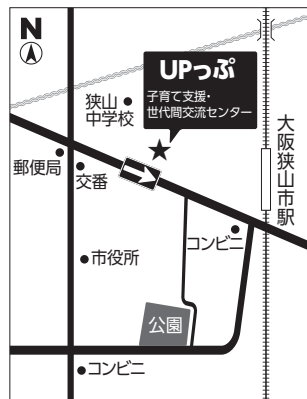
どんな授業をやってみたいですか？

→5G時代を見据えた、ネットワークを使う授業です。たとえば、違う教室や違う学校、違う世界とつながり、多様な考え方や価値観を学んだり、自分の考えを深めたりする授業をしてみたいです。

投票区と投票所の一部が変わります

選挙管理委員会では、投票区域の一部を変更します。右表の対象区域に住んでいる人は、1日(木)以降に行われる選挙から投票区を変更します。また、第14投票区の投票所を「きらり保育園」から「UPっぴ」に変更します。投票区・投票所が変更になる人には、個別に通知を送ります。

対象区域	投票区・投票所	
	変更前	変更後
狭山一丁目	【第1投票区】 東小学校	【第14投票区】 UPっぴ
狭山四丁目2272～2332番地		
半田六丁目698～855番地、1129～1192番地の1、1193番地の1		
東池尻一丁目2147番地の1(狭山コーポ)	【第14投票区】 きらり保育園	
狭山五丁目		
金剛二丁目		



問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎ 366-0011

23日(金)にマイナンバーカード夜間交付窓口を開設

仕事や学校で平日の日中にマイナンバーカードを受け取ることができない人のために、臨時の夜間交付窓口を開設します。受け付けできる人数に限りがあるため、電話での予約制とし、先着順に受け付けします。

なお、夜間交付窓口では、各種証明書の発行や届け出の手続き、マイナポイントの予約・申し込みの支援はできません。また、全国サーバのシステムエラーなどにより手続きできない場合があります。

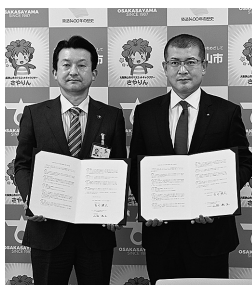
とき 23日(金)午後5時30分～7時30分 **ところ** 市役所市民窓口グループまたはニュータウン連絡所 **対象** マイナンバーカードの交付通知書(はがき)が届いている人 **予約方法** 1日(木)～21日(水)(土・日曜日を除く。ただし、3日(土)・17日(土)は午前中のみ受け付け)に電話で市民窓口グループ

問い合わせ 市民窓口グループ ☎ 349-9480

UHA味覚糖と災害協定を締結

3月10日、市はUHA味覚糖(株)と「災害発生時における物資の調達に関する協定」を締結しました。

協定内容 災害発生時における口腔ケアや熱中症対策製品をはじめとするUHA味覚糖の取扱製品の調達に関すること



問い合わせ 危機管理室 ☎ 366-0011

胃内視鏡検査による胃がん検診が始まります

1日(木)から、胃内視鏡検査(胃カメラ)による胃がん検診を開始します(鎮痛薬・鎮静薬は使用できません)。

50歳以上の方は2年に1回対象となり、胃部エックス線検査(バリウム)による検診とどちらかを選択できます。

対象 50歳以上で昭和46年以前の偶数年生まれ(1971年以前の奇数年生まれ)の人 **実施医療機関** 榎本病院(東栄・英木)、さくら会病院(半田)、つきやま胃腸内科(半田)、辻本病院(池之原) **費用** 2,000円 **申し込み手順** 保健センターに電話をして対象要件を確認する→保健センターから案内文が郵送される→実施医療機関に電話で予約する→予約日に受診する

問い合わせ 保健センター予約専用ダイヤル ☎ 367-6905

大阪狭山市強靱化地域計画を策定しました

国では、平成26年6月に、大規模自然災害などに備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、国土の強靱化に関する国の計画などの指針となる「国土強靱化基本計画」が策定されました。

市においても、東日本大震災や熊本地震などの教訓から、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげることが目的に、3月に「大阪狭山市強靱化地域計画」を策定しました。計画は、市ホームページから閲覧することができます。

問い合わせ 危機管理室 ☎ 366-0011

ごみ・し尿の収集、家電リサイクル

■無料ごみシールは届いていますか

令和3年度の無料ごみシールを送付しました。まだシールが届いていない場合は、今月中に問い合わせてください。なお、住民基本台帳に記録されていない人には送付できませんので、居住を証明するもの(公共料金の領収書や賃貸契約書など、住所と名前を確認できるもの)を持って、市役所生活環境グループで無料ごみシールの交付手続きをしてください。

■粗大ごみおよび資源ごみ(ペットボトル、発泡スチロール・トレイ、金属類など)の収集日(毎月1回)

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
第1	池之原、山本北、山本中、山本東、山本南、岩室二丁目の一部	大野台五丁目、グミヒルズ、西山台一丁目、茱萸木四丁目の一部	茱萸木五～七丁目、スカイハイツ、ハロータウン金剛、東茱萸木一～四丁目(国道310号沿い)	狭山一～四丁目、半田六丁目(北村)、フォンターナ狭山遊園前、さやま遊園ランドハイツ	大野台一丁目、茱萸木六丁目の一部
第2	オリエント狭山アーバンコンフォート、さやまハイタウン、西山台四丁目1・2番(府営住宅1～21棟)	大野台七丁目、ガーデンハイム狭山、西山台五丁目(公団住宅)、西山台六丁目、今熊四丁目の一部【グリーンタウン西山台(エクセレントヒル)、ディートピア狭山あまの台】	大野中、大野西、大野東、茱萸木八丁目、東茱萸木一～四丁目(国道310号沿いを除く)	今熊二丁目、ヴィラナリー狭山(大野台公団)、茱萸木一～四丁目(グミヒルズを除く)	今熊一・三～七丁目、岩室、グリーンコーポ、西山台三丁目
第3	半田一～五丁目(東村・川向・前田・浦之庄)、パークホームズ、ライブタウン金剛	大野台六丁目、西山台二丁目	大野台四丁目、西山台四丁目3番(府営住宅22～44棟)、大野中の一部	金剛一・二丁目、狭山コーポ、南海シティコート金剛、セザール狭山、遊園ハイツ、レークハイツ	東野中、東野西、東野東
第4	池尻北一・二丁目、狭山五丁目、東池尻	大野台二丁目、狭山ハウス	大野台三丁目、狭山グロリアスヒルズ、ライオンズマンション(大阪狭山・金剛)	池尻中三丁目、池尻自由丘一～三丁目	池尻中一・二丁目、ファインキャピタル

■燃えるごみの収集日(毎週2回)

月・木曜日	大野中、大野西、大野東、大野台一～七丁目、茱萸木四～七丁目の一部、茱萸木八丁目、グミヒルズ、スカイハイツ、西山台一～六丁目、今熊三丁目の一部、今熊四丁目の一部【グリーンタウン西山台(エクセレントヒル)、ディートピア狭山あまの台】
火・金曜日	今熊、池之原、岩室、池尻中一～三丁目、池尻自由丘一～三丁目、ヴィラナリー狭山(大野台公団)、茱萸木一～七丁目、狭山一～四丁目、狭山コーポ、南海シティコート金剛、セザール狭山、半田、東茱萸木一～四丁目、東池尻三丁目(南海高野線の西側)、山本北、山本中、山本東、山本南、西山台六丁目の一部、遊園ハイツ、レークハイツ
水・土曜日	池尻北一・二丁目、金剛一・二丁目、狭山五丁目、東池尻一・二丁目、東池尻三丁目(南海高野線の東側)、東池尻四～六丁目、東野中、東野西、東野東

■し尿の収集日

地区名	4月	5月	6月	7月	8月	9月
池尻、東池尻、狭山	1.16	6.17	1.16	1.16	2.18	1.16
半田	5.6.20.21	7.10.20.21	4.7.21.22	5.6.20.21	4.5.20.23	6.7.21.22
茱萸木	8.9.23.26	11.12.24.25	9.10.24.25	8.9.26.27	10.11.24.25	9.10.27.28
池之原	14.28	13.27	14.29	14.29	12.27	14.29
山本	14.15.28.30	13.14.27.28	14.15.29.30	14.15.29.30	12.13.27.30	14.15.29.30
大野	5.6.20.21	7.10.20.21	4.7.21.22	5.6.20.21	4.5.20.23	6.7.21.22

- ごみの収集は祝日など休日(年始を除く)も行います。収集時間は、収集するごみの量によって変わりますので注意してください。ごみの分別方法や出し方については、無料ごみシールに同封している令和3年度版「正しいごみの分け方・出し方」を確認してください。
- エアコン、テレビ、冷蔵(冷凍)庫、洗たく機・衣類乾燥機は、家電リサイクル法の対象となります。粗大ごみとしては収集できません。 ※下表を参照
- 危険ごみによる収集時のけがを未然に防止するため、ごみは中身が見えるように半透明の袋に入れて出してください。ただし、カラスや猫よけに、ネットやごみペールを使用していても収集は可能です。
- 粗大ごみの排出は、おおむね3点までを目安にしてください。引っ越しや大掃除に伴う粗大ごみなど大量の臨時ごみの収集は有料です。詳しくは問い合わせてください。
- 注射針、点滴針などの鋭利なものや感染性の高い医療廃棄物は収集できません。医療機関へ相談してください。
- スプリング入りマットレスは、粗大ごみとして収集できません。処理方法など、詳しくは問い合わせてください。

■家電4品目を処分するときは

家電リサイクル法により、エアコン、テレビ、冷蔵(冷凍)庫、洗たく機・衣類乾燥機の家電4品目は、有用な部分や材料をリサイクルすることが義務づけられています。リサイクルのための引き取りは、販売した小売店や買い替え時の小売店にその義務がありますが、購入した店が遠方などの理由により販売店で引き取りできない場合は、市役所で回収しますので市役所生活環境グループへ申し込んでください。

家電4品目リサイクル料金(標準的な料金) ※令和3年4月現在

品目		リサイクル料金(税込)	収集運搬料金	合計
エアコン		990円	2,700円	3,690円
テレビ	15型以下	1,870円		4,570円
	16型以上	2,970円		5,670円
冷蔵(冷凍)庫	170ℓ以下	3,740円		6,440円
	171ℓ以上	5,600円		8,300円
洗たく機・衣類乾燥機		3,300円		6,000円

※振込手数料が別途必要です。メーカーにより、リサイクル料金が異なる場合があります

問い合わせ 生活環境グループ ☎ 366-0011

福祉医療制度が一部改正されます

■精神病床への入院医療費が助成対象に

1日(休)から、重度障がい者医療、ひとり親家庭医療、子ども医療証を持つ人の精神病床への入院医療費が助成対象になります。

■入院時の食事代が助成対象外に

重度障がい者医療、ひとり親家庭医療、子ども医療証を持つ人が入院したときに支払う食事療養費標準負担額(医療保険適用の食費)は、11月診療分から助成対象から外れます。

■住所地特例の変更

1日(休)から、重度障がい者医療費助成制度の住所地特例の対象施設と取り扱いが変わります。現在重度障がい者医療証を持っている人で、医療証の発行機関(市区町村)が変わる人は、次の医療証更新時(11月)から変更を適用します。対象者には、11月までに通知を送ります。

国民年金保険料の臨時特例措置が延長

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難な場合の臨時特例措置が延長されました。この延長により、次の期間についても本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きによる学生納付特例の申請ができます。

対象・期間 学生/令和3年度分(4月～令和4年3月分) ※令和2年2月以降の国民年金保険料も対象 **必要書類** 国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書(簡易な所得見込額の申立書【臨時特例用】)、学生証のコピーまたは在学証明書 ※必要書類は日本年金機構ホームページからダウンロード可
受付開始日 1日(木)



日本年金機構
ホームページ

問い合わせ 天王寺年金事務所 ☎ 06-6772-7531、
保険年金グループ ☎ 349-9473

問い合わせ 保険年金グループ ☎ 349-9472

安全・安心なまちづくりのために

12月28日(火)まで

空き家の除却補助制度

市内にある空き家の除却を行う所有者に対して、除却に要する費用の一部を補助します。

■対象空き家(次のいずれかにあてはまるもの)

○不良住宅(住宅地区改良法第2条第4項に規定する住宅)のうち、不良度判定基準の評点の合計が100点以上のもの
※市職員が現地で不良度判定調査を行います

○昭和56年5月31日以前に確認を受けて建築された住宅のうち、耐震診断の結果、評点が0.7未満のもの、または誰でもできるわが家の耐震診断の結果、評点が7点以下のもの

■対象者(次のすべてに該当する人)

●固定資産税の滞納がない人 ●直近の市民税の課税所得金額が507万円未満の個人または法人税額が0円の法人

■補助金額

除却工事費の10分の8の額。上限額は次のとおり。

○不良住宅

空き家の延床面積1㎡あたりに2万円(非木造については3万円)を乗じた額と、100万円のいずれか低い方の額

○昭和56年5月31日以前に建築された住宅など

空き家の延床面積1㎡あたりに2万円(非木造については3万円)を乗じた額と、50万円のいずれか低い方の額

■受付期間

12月28日(火)まで。ただし、令和4年3月15日(火)までに完了報告書を市に提出する必要があります。

ブロック塀などの撤去補助制度

地震などの自然災害や老朽化に伴うブロック塀などの倒壊による被害を軽減し、市民の安全を確保することを目的に、ブロック塀などの撤去に要する費用の一部を補助します。

■対象物(次のすべてに該当するブロック塀など)

●道路などに面しているもの ●道路面からの高さが60cmを超えているもの ●ブロック塀などの高さが道路境界線までの水平距離より高いもの

■対象者(次のすべてに該当する人)

●道路などに面したブロック塀などを所有する個人で、これを撤去する人 ●固定資産税の滞納がない人 ●ブロック塀などの撤去に係る補助金の交付を受けたことがない人
※空き家の除却補助金との併用はできません

■対象工事

道路などに面しているブロック塀などの全部または一部を取り除く工事 ※一部を取り除く場合は、道路面からの高さを60cm以下とすること

■補助金額

ブロック塀などの撤去費用と、撤去面積1㎡あたりに1万3,000円を乗じた額のうちいずれか低い方の額。上限額は30万円

■受付期間

12月28日(火)まで。ただし、令和4年3月15日(火)までに完了報告書を市に提出する必要があります。

耐震補助制度

建築物の耐震診断、耐震改修(設計を含む)、耐震シェルター設置費用の一部を補助します。昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建築物で、市内に対象建築物を所有する人が対象です。

種類	対象建築物	補助金額
耐震診断	木造住宅	診断費用の11分の10の額。上限5万円
	非木造住宅	診断費用の2分の1の額。上限2万7,000円
	特定既存耐震不適格建築物	診断費用の2分の1の額。上限100万円(病院や老人ホームなどについては診断費用の3分の2の額で上限133万2,000円)
耐震改修(設計を含む)	木造住宅	耐震改修工事費用の10分の8の額。上限1戸80万円(所得により100万円)
耐震シェルター設置	木造住宅	1戸70万円(所得により90万円)

■受付期間

12月28日(火)まで。ただし、令和4年3月15日(火)までに完了報告書を市に提出する必要があります。

狂犬病予防注射と飼い犬登録

5日(月)～9日(金)

狂犬病予防法に基づく予防注射と飼い犬登録を実施します。狂犬病は人をはじめ、すべての哺乳類に感染します。現在、治療法がなく、一度発病してしまうと必ず死亡してしまう恐ろしい病気です。予防注射は年一回必ず受けましょう。

●狂犬病予防集合注射

5日(月)から9日(金)まで市内全20か所で集合注射を実施します。飼い犬登録をしている飼い主は、3月下旬に送付した「狂犬病予防集合注射のお知らせ」を持参し、予防注射を受けさせてください。

料金は1頭につき3,300円(狂犬病予防注射料金2,750円、狂犬病予防注射済票交付手数料550円)です。なるべく、おつりのないようによく用意してください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、来場時のマスクの着用やほかの飼い主との距離など感染予防対策を取り、せき、発熱があるなど体調不良の人は来場を控えてください。また、予防集合注射会場は大変混雑しますので、犬に首輪とリードをつけて犬を制止できる人が連れてきてください。

動物病院でも予防注射を受けることができます。市が事務委託していない市外などの動物病院で注射を受けた場合は、獣医師が発行する注射済証を持って、市役所生活環境

グループで狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。

●飼い犬登録

集合注射には飼い犬登録が必要です。登録をしていない飼い主は「飼い主の住所・名前・電話番号、犬の種類・毛色・名前・生年月日・性別・特徴」を書いたメモなどを会場に持参し、登録手続きを行い、予防注射を受けさせてください。登録には登録料3,000円が必要です。

●飼い主の義務

飼い犬に鑑札と注射済票を着けることは、法律で定められた飼い主の義務です。狂犬病が発生した場合や、飼い犬が保護されたときに迅速かつ的確に対応できます。

飼い犬の死亡や、飼い主の住所変更などは、生活環境グループに届け出てください。犬は放し飼いにせず、生涯大切に育てましょう。また、散歩のときは必ずふんを持ち帰るなど、他人の迷惑にならないようにしてください。

●さやりんデザインの鑑札

既に犬の登録をしている人で、さやりんの鑑札を希望する場合は、生活環境グループで旧デザインの鑑札とさやりんの鑑札を無料で交換できます。紛失した場合は、再交付手数料1,600円が必要です。



狂犬病予防集合注射実施日程

期日	会場	時間
5日(月)	東野第2公園(東野中三丁目、サニータウン内)	午前 9 時 30 分～10 時 30 分
	東野第1公園(東野中二丁目、蓮光寺東)	午前 10 時 45 分～11 時 45 分
	東池尻児童遊園(東池尻二丁目)	午後 1 時 15 分～2 時 15 分
	池尻第12公園(池尻北二丁目、北小学校横)	午後 2 時 30 分～3 時 30 分
6日(火)	自由丘会館(池尻自由丘一丁目)	午前 9 時 30 分～10 時 30 分
	池尻体育館駐車場(池尻中三丁目)	午前 10 時 45 分～11 時 45 分
	池之原会館(池之原四丁目)	午後 1 時 15 分～2 時 15 分
	総合体育館駐車場(山本南)	午後 2 時 30 分～3 時 30 分
7日(水)	すりばち池公園(金剛二丁目)	午前 9 時 30 分～10 時 30 分
	さやか公園(狭山二丁目)	午前 10 時 45 分～11 時 45 分
	今熊公民館(今熊三丁目)	午後 1 時 15 分～2 時 15 分
	大野第1公園(大野西、大野公民館の下)	午後 2 時 30 分～3 時 30 分
8日(木)	社会教育センター駐車場(茱萸木二丁目)	午前 9 時 30 分～10 時 30 分
	狭山神社駐車場(半田一丁目)	午前 10 時 45 分～11 時 45 分
	東茱萸木第2公園(東茱萸木一丁目、清水池横)	午後 1 時 15 分～2 時 15 分
	南青少年運動広場(茱萸木六丁目)	午後 2 時 30 分～3 時 30 分
9日(金)	西山台第2公園(西山台一丁目、狭山ニュータウン自治会館横)	午前 9 時 30 分～10 時 30 分
	西山台第4公園(西山台三丁目)	午前 10 時 45 分～11 時 45 分
	大野台第8公園(大野台六丁目、大野台アクティホール横)	午後 1 時 15 分～2 時 15 分
	東大池公園(大野台四丁目、近畿大学病院前)	午後 2 時 30 分～3 時 30 分

※荒天時は予備日(12日(月)・13日(火))に実施します。駐車場はありません。車での来場はご遠慮ください

問い合わせ 生活環境グループ ☎ 366-0011